

令和7年4月1日から 入院時の食費の負担額が変わります。

- ・令和7年4月1日から、入院時の食事代について引き上げられることとなりました。

詳細につきましては下記のとおりです。

【入院時1食あたりの負担額】

区分		令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
①	一般の方	490円	510円
②	指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等（③④⑤のいずれにも該当しない方）	280円	300円
③	住民税非課税の世帯に属する方（④⑤を除く）	230円	240円
④	③のうち、90日を超える方	180円	190円
⑤	③のうち、所得が一定基準に満たない方など	110円	変更なし

※④に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を会計窓口へ提出してください。